小型機船底びき網漁業の許可について

令和８年３月３日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第１項の規定及び香川県漁業調整規則（令和２年香川県規則第 61 号）第 11 条第１項の規定に基づき、同法第 57 条第１項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

１　小型機船底びき網漁業

（１）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
えびこぎ網漁業	東かがわ市・さぬき市・高松市牟礼町・高松市庵治町・小豆郡地先海面	１月１日から12 月 31 日まで	48kW 以下（旧 15 馬力以下）	５トン未満	1	引田、東讃、津田町、さぬき市（小田・志度）、鴨庄、牟礼、土庄中央（土庄・家浦・甲生・大部）、四海、北浦、唐櫃、内海、池田に漁業の根拠地を有する者
戦車こぎ網漁業	香川・徳島県境兀崎から兵庫県姫路市家島町上島灯台中心点見通し線以西、さぬき市津田町鷹島頂上と小豆郡小豆島町風の子島頂上を結んだ線以東の海面及び金ケ崎東端と兵庫県姫路市家島町松島南端を結んだ線以南の香川県海面（但し、小型機船底びき網漁業の禁止区域は除く）	10 月 20 日から3 月 31 日まで	48kW 以下（旧 15 馬力以下）	５トン未満	1	引田、東讃、津田町、さぬき市（小田・志度）、鴨庄、牟礼、庵治に漁業の根拠地を有する者

板びき網漁業	播磨灘南部の香川県海面（別紙のとおり）	６月１日から12月31日まで	48kW以下（旧15馬力以下）	５トン未満	1	引田、東讃、津田町、さぬき市(小田・志度)、鴨庄、庵治、高松市瀬戸内、土庄中央（土庄・家浦・大部)、四海、北浦、内海、池田に漁業の根拠地を有する者

（２）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年３月３日～同年３月９日

（３）備考

ア　この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和10年３月31日までとする。

イ　この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア）関係漁業者間の協定を厳守しなければならない。

（イ）えびこぎ網以外の漁具を使用してはならない。（えびこぎ網漁業）

（ウ）石よけを装着した漁具を使用してはならない。（えびこぎ網漁業）

（エ）たこつぼなわ，延なわ漁業者と協定のうえ操業しなければならない。（板びき網漁業）

（オ）延なわ漁業者と協調のうえ操業しなければならない。（戦車こぎ網漁業）

（カ）桝網漁業を妨害してはならない。（戦車こぎ網漁業）

（キ）日没から日の出までは操業してはならない。（なまここぎ網漁業）

（ク）操業時間は別表のとおりとする。（戦車こぎ網漁業，板びき網漁業）

（ケ）桁巾は２５８センチメートル以下の桁を使用すること。（戦車こぎ網漁業）

（コ）張（ビーム）は１２センチメートル以下のものを使用すること。（なまここぎ網漁業）

（サ）かえし網仕立ての漁具を使用してはならない。（なまここぎ網漁業）

（シ）網の目合は、８節よりも小さい網を使用してはならない。（なまここぎ網漁業）

（ス）開口板は縦124ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ，巾60ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以内の板を使用しなければならない。（板びき網漁業）

別紙

板びき網漁業区域および期間

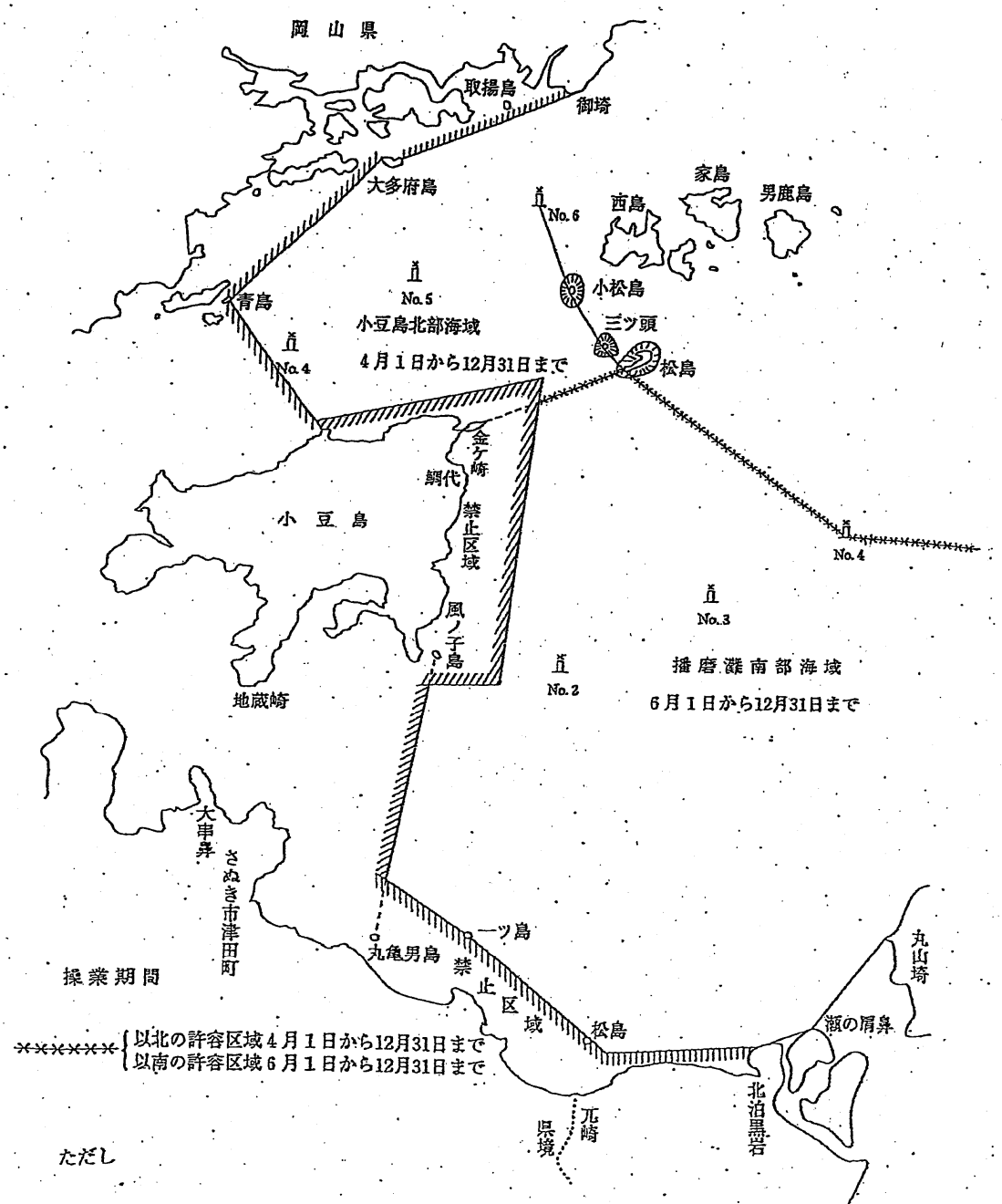

ただし

1. たい・さわら拝網・定置網漁業の漁期中は漁具から1,000メートル以内で操業してはならない。